

## クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、契約書を受け取って一定期間であれば無条件で解約ができるクーリング・オフ制度があります。

取引形態	クーリング・オフの期間 (契約書を受け取った日から起算)
・訪問販売（キャッチセールスなども含む） ・電話勧誘販売 ・特定継続的役務提供（エステ、パソコン教室など） ・訪問購入（各戸訪問により商品を買取るもの）	8日間
・連鎖販売取引（マルチ商法） ・業務提供誘引販売取引（モニター商法など）	20日間
・通信販売	クーリング・オフ制度は無し。 返品は特約で確認。

クーリング・オフは期間内に文書で通知します。

契約解除通知	
契約日	令和○年○月○日
商品名	△△△△△△
契約金額	□□□□□□ 円
販売会社名	××××××
上記日付の契約を解除します。 支払い済の■■■■円を返金し、 商品を引き取ってください。	
令和●年●月●日	
住所	
氏名	

切手	□□□-□□□□
販売会社の住所	
販売会社名	
代表者 様	

両面コピーをとり、簡易書留又は特定記録郵便で出して、送った証拠を残しておきましょう。